

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	大島 一輝
主 論 文 題 名 :  会計不正と会社法			
<p>(内容の要旨)</p> <p><b>一 問題意識、論文の目的</b></p> <p>株式会社（以下「会社」という）における会計不正が、会社をめぐる利害関係者（とりわけ、会社法における主たる利益調整対象である、会社、株主、会社債権者および役員等）の権利義務関係に、いかなる影響を及ぼすかが問題となる。具体的には、会計不正により、利益の過大計上などの違法な内容を含む計算書類が作成されると、これを承認する定時株主総会（取締役会）決議の瑕疵が問題となり、こうした瑕疵ある決議の後に続く剰余金の配当または自己株式の有償取得に係る株主総会（取締役会）決議の有効性、分配可能額（会社法 461 条 2 項）の算定方法、次期以降に行われる計算書類の承認決議の有効性が問題となりうる。計算書類の内容に違法はないが、決議取消事由（会社法 831 条 1 項各号）が存在するため、定時株主総会の承認決議が取り消された場合についても、同様の問題が生じうる。さらに、会計不正により、会社が金融商品取引法上の罰金・課徴金の支払った場合に、会社は、会計不正に関与した役員等に対して、会社法 423 条 1 項に基づき、罰金・課徴金相当額の損害賠償を請求できるか否かが問題となる。</p> <p>以上のように、会計不正がなされた場合の法律関係については、明らかでない部分が多く存在する。そして、これに関する議論は、必ずしも十分に行われてきたとはいえない。とりわけ、平成 17 年制定会社法による決算および配当に関する制度改正はそれまでの議論の前提を大きく変更するものでもあり、明治商法以来の歴史的変遷を踏まえた検討を要すると考えられる。本稿は、こうした問題意識のもと、会計不正がもたらす法的影響を、規定の沿革を踏まえて分析したうえで、あるべき解釈論を模索するものである。</p> <p><b>二 論文の構成</b></p> <p>本稿の本文は、序章、第 1 章～第 7 章、終章および補章からなる。序章では、問題意識、検討対象である問題の提示、および検討順序の確認を行う。第 1 章では、検討の準備として、計算書類の作成・監査・承認手続、および配当手続に関する、商法・会社法の規定の沿革を整理する。</p> <p style="text-align: right;">(No.2 へ続く)</p>			

第2章では、計算書類の内容に違法がある場合における、剰余金配当（自己株式の有償取得）決議の有効性について検討する。そして、第3章では、計算書類の内容に違法がある場合における分配可能額の算定方法について検討する。第4章および第5章では、ある事業年度に係る計算書類の承認決議の無効（取り消されて無効となる場合を含む）が、次期以降の計算書類の承認決議の有効性に与える影響について検討する。第6章では、違法な内容を含む計算書類を承認する定時株主総会の決議の有効性をテーマにとりあげ、前記通説の考え方自体の評価を試みる。第7章では、会計不正によって会社が金融商品取引法上の罰金・課徴金を支払った場合における、会社法423条1項に基づく責任の成否について検討する。終章では、本稿の検討結果を総括する。補章では、本稿の検討課題に関連する裁判例について、判例研究を行う。

### 三 各章の概要

#### 第1章 決算および配当に関する制度の沿革

第1章では、決算手続および配当手続に関して、明治32年商法から会社法制定までの規定の沿革を整理した。

#### 第2章 計算書類の内容の違法と剰余金配当決議の有効性

第2章では、計算書類の内容に違法がある場合における、剰余金配当（自己株式の有償取得）に係る株主総会決議および取締役会決議の有効性について検討した。計算書類の内容に重要な違法があり、そのために承認決議が無効であると解されるとしても、その後に行われた剰余金の配当決議については、分配可能額規制に反しない限り有効と解することができる旨を述べた。ただし、株主総会決議で剰余金の配当を行う場合には、計算書類の内容に重要な違法があるとの事実が配当決議の取消事由になりうる旨を指摘した。

#### 第3章 計算書類の内容の違法と分配可能額

第3章では、計算書類の内容に違法がある場合における分配可能額の算定方法について検討した。会社法は、最終事業年度概念を用いて、分配可能額の算定基準となる事業年度を明らかにする。ただし、計算書類の内容に違法があり、承認決議が無効と解される場合にも、最終事業年度をその定義規定（会社法2条24号）の文言どおりに決すると、計算書類の内容の違法が長期にわたって隠蔽される場合、何期も前の事業年度に係る貸借対照表が分配可能額算定の基礎になりうることになる。（No.3に続く）

分配可能額規制の趣旨は配當時点の株主と会社債権者の利害調整を目的とするものであるところ、こうした結論はその趣旨に照らして妥当ではない。そこで、計算書類の内容に違法がある場合には、会社法 2 条 24 号の「承認（中略）を受けた」という要件は適用がないものとして、同定義規定を限定解釈すべきである旨を述べた。

#### 第 4 章 計算書類の内容の違法と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第 4 章では、過年度の計算書類の内容に違法があるため、該当する計算書類の承認決議が無効であると解される場合に、後続期の計算書類の承認決議を有効に行うためには、過年度の計算書類の内容を訂正し、あらためて承認決議を行う必要があるのか否かを検討した。後続期の計算書類が、過年度の計算書類を訂正したとすれば生じる累積的影響額を反映して作成されている場合には、内容に違法のある過年度の計算書類につきあらためて承認決議を行っていなくとも、後続期に係る計算書類の承認決議は有効に行うことができる結論付けた。

#### 第 5 章 計算書類承認決議の取消と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第 5 章では、過年度の計算書類（内容に違法はないことを前提とする）を承認する定時株主総会の決議に取消事由（会社法 831 条 1 項各号）があり、当該決議に係る取消判決が確定した場合、後続期の計算書類の承認決議を有効に行うためには、いかなる手続が必要になるかを検討した。関連する裁判例が示した命題や、会計観の歴史的変遷に着目しながら検討した結果、過年度の計算書類の承認決議が取り消されても、後続期の計算書類の承認決議は当然に無効となるものではないことや、後続期の計算書類が、当該取消の影響を反映して作成される限り、後続期の計算書類の承認決議は有効であると結論付けた。

#### 第 6 章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

違法な内容の計算書類を承認する定時株主総会決議は、決議の内容が法令に違反するため無効であるとするのが通説的理解である。第 6 章では、前章までの検討結果を踏まえて、一定の会社（取締役会設置会社であり、かつ、会社法 439 条の適用がなく、計算書類の承認が定時株主総会の決議事項である会社）に限定してではあるが、前記の通説的理解をとる必然性の有無や、異なる考え方が成り立つ可能性の有無について検討した。その結果、計算書類の内容に重要な違法があったとしても、承認決議を有効とみる考え方（承認有効説）が、現行法の解釈として成り立ちうる旨を述べた。

(No.4 に続く)

また、計算書類の内容に違法がある場合における具体的法律関係のあり方（分配可能額の算定方法、および後続期の計算書類承認決議の有効性）につき妥当な結論を導くために、承認無効説をとる必然性が認められる場面は見当たらず、むしろ、承認有効説に立つと、特に分配可能額の算定方法に関して、最終事業年度の定義規定（会社法 2 条 24 号）の文理に即した説明が可能となる点において、承認有効説をとる利点が認められる旨を述べた。

#### 第 7 章 継続開示書類の虚偽記載における会社の罰金・課徴金と会社法 423 条 1 項

第 7 章では、金融商品取引法上の継続開示書類に虚偽記載があり、同法に基づき会社が罰金・課徴金を支払った場合において、会社は会社法 423 条 1 項に基づき、取締役に当該罰金・課徴金相当額の損害賠償を請求できるか否かについて検討した。学説は、請求を肯定する所説（責任肯定説）と、否定する所説（責任否定説）とが対立する。検討の結果、主として以下の理由から、責任肯定説に賛成できると結論付けた。第一に、法人処罰の目的に関する刑法上の議論を参照すると、法人に対して罰金を科すことで、法人それ自体に刑事罰のスティグマを付加し、それを通じて自然人行為者の犯罪行為を抑止するというのが、法人処罰による違法行為抑止の仕組みであると理解することができ、かかる理解に立つならば、会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償請求を会社に認めたとしても、法人処罰の目的達成が阻害されるとはいえない。第二に、法人処罰規定の非難対象である法人の組織制度的措置義務違反は、会社法上は内部統制システム整備義務違反として把握できることから、会社に科された罰金相当額の金銭的不利益の最終的負担先は取締役とすべきであり、責任肯定説をとったとしても、取締役への過剰制裁とは必ずしも評価できない。第三に、継続開示書類の虚偽記載を理由とする会社への課徴金制度は、違法な利益の剥奪そのものを目的とするわけではなく、仮に課徴金相当額につき会社が取締役に損害賠償請求できると解しても、規制の実効性確保という同制度の趣旨を没却することにはならない。

#### 補章 判例研究

補章では、本稿の検討課題に関連する裁判例について、判例研究を行った。

第一節は、東京地判平成 27 年 9 月 7 日判例時報 2286 号 122 頁を対象として研究を行った。これは、清算の場面ではあるが、会社法 502 条に違反する残余財産の分配をしたことを内容とする決算報告を承認する株主総会の決議はその内容が法令に違反するから無効事由があるとした事例であり、主として第 6 章の、内容に違法のある計算書類を承認する定時株主総会の決議の有効性の検討に関連する裁判例である。（No.5 に続く）

第二節および第三節は、それぞれオリンパス事件地裁判決（東京地判平成 29 年 4 月 27 日資料版商事法務 400 号 119 頁）、同事件高裁判決（東京高判令和元年 5 月 16 日判例時報 2459 号 17 頁）を対象として研究を行った。同事件は主として、会社が複数事業年度にわたり会計不正を行い、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したことにより、会社が金融商品取引法上の罰金・課徴金の支払を余儀なくされ、また分配可能額規制違反の剰余金の配当等がなされたとして、同社の取締役らの会社に対する責任（会社法 423 条 1 項、462 条 1 項）の成否が争われたものである。本稿全体に深く関連する裁判例である。

第四節は、第 7 章（継続開示書類の虚偽記載における会社の罰金・課徴金と会社法 423 条 1 項）で裁判例として紹介した、東京地判平成 30 年 3 月 29 日判例時報 2426 号 66 頁（リソー教育事件判決）を対象として研究を行った。同事件は、有価証券報告書等に虚偽記載があり、会社が金融商品取引法上の課徴金の支払を余儀なくされ、また分配可能額規制違反の剰余金の配当等がなされたとして、同社の代表取締役の会社に対する責任（会社法 423 条 1 項、462 条 1 項）の成否が争われたものである。本稿の検討課題と関連する裁判例の一つであるとともに、会計不正の事実または兆候を知らなかった代表取締役につき、その責任を否定した事例としても重要である。

以上